

平成28年4月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成28年4月22日（金） 午前9時30分

2 出席委員

荒川 由美子 委員長  
森 武 洋 委員  
小柳 茂 秀 委員  
青木 克 明 委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	阪 元 美 幸
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	福 島 淳
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	佐 藤 昌 俊
学校教育部支援教育課長	丹 治 美穂子
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	三 橋 政 義
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	佐 藤 明 生
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	武 田 仁

4 傍聴人 10名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に青木委員を指名した。
- 日程第3 議案第17号、日程第7 議案第21号、日程第8 議案第22号及び日程第9 議案第23号については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
  
- 教育長報告

(青木教育長)

それでは、平成28年3月25日前回定例会終了後から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

まず、新年度のスタートです。4月5日・6日・8日に全市立学校・園の入学・入園式、始業式が行われ、滞りなく新たな学年がスタートをいたしました。

4月1日、新規採用教職員96名をはじめとする人事異動の辞令交付を行いました。新規採用者には辞令交付後、私から「公務員としての自覚を持って職務に精励すること」、「教育公務員は、たとえ新人であっても児童・生徒にとっては、先生であり、子どもたちの将来に直接影響を及ぼす職であることを認識し、学び続けること」、「自らの未熟を一日も早く解消するため、常に自己の研鑽を怠らないこと」、「社会人として成長するための教養を積むこと」、「いやしくも市民から指摘を受けるような言動は、厳に慎むこと」等の訓示を行いました。初任者が、学校現場に若い息吹を吹き込み、存分に力を発揮してくれることを期待しています。なお、学校管理職では、新校長13名、新教頭17名が誕生いたしました。また、教育委員会事務局でも新たに課長3名、新規採用者4名を迎えるなど、新たな職員体制で業務を開始しております。

3月25日の市議会第1回定例会最終日の本会議において、平成28年度予算が可決され4月1日から執行しております。

なお、教育委員会2月定例会 議案第4号で、可決確定して市長に提出した「平成28年度横須賀市一般会計予算教育委員会関連議案」は、市議会において審議され、歳出予算の11款 教育費 1項 教育総務費において、626万4千円増額修正され可決されました。

その結果、11款教育費の歳出予算額は、127億405万5千円となっております。

本市教育界の最重要課題である「学力の向上」に向けて、その指標となります小学校6年生と中学校3年生を対象とする「全国学力・学習状況調査」が全小・中学校で19日に行われました。

昨年1年間の取り組みの成果が表れることを大いに期待しているところです。

また、本市独自の取り組みである小学校3・4・5年生と中学校1・2年生を対象とした同様の調査も14日から22日までの日程で実施しました。本市全体と各学校の状況が明らかになるほか、児童・生徒個人ごとの成長記録として、今後の指導に活用し、学力の向上に繋がりたいと思っております。

中学校総合体育大会の総合開会式を、16日土曜日に横須賀市総合体育会館メインアリーナで開催しました。お忙しい中ご出席いただきました委員、ありがとうございました。現在5月7日までの日程で、季節競技の2種目を除く12の種目において、4千3百人を超える生徒が運動部活動の成果を発揮する場として奮闘しております。

私からの報告は、以上でございます。

(質問なし)

#### 日程第1 議案第15号『平成29年度使用教科用図書採択基本方針について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第15号『平成29年度使用教科用図書採択基本方針について』ご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

これは、横須賀地区で平成29年度に使用する教科用図書の採択に当たって公平を期すとともに、優れたものを選定するための基本方針を示すものです。このページに記載しております基本方針に基づき、採択事務を進めてまいります。

平成29年度使用教科用図書採択基本方針は、次のとおりです。

教科用図書の採択に当たっては、「1 公正かつ適性を期し、すぐれたものを採択する」、「2 児童生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する」、「3 教科用図書については、教科用図書採択検討委員会等の研究調査の結果を活用して採択する」の3点です。

平成29年度は、高等学校、特別支援学校（特別支援学級を含む）の採択替えを行う年度となります。小学校、中学校についての採択替えはありません。

3 ページは、教科用図書採択検討委員会条例です。教科用図書の採択に関する答申を最終的に決定する委員会及びその委員会の検討に必要な資料の取りまとめを行う部会に関する規定となります。

この条例に基づき設置される教科用図書採択検討委員会が教育委員会からの

諮問に基づき、教科用図書に関する各種の検討を行います。その結果を採択権者である教育委員会に答申し、翌年度使用する教科用図書が決定されます。

4、5ページは、教科用図書採択に関する事務処理について、必要な事項を定める教科用図書採択事務取扱要綱です。

7ページをご覧ください。採択事務の仕組みや流れについて図で示したものです。本年度の教科用図書採択検討委員会は、採択替えが行われる高等学校、特別支援学校（特別支援学級を含む）の保護者代表や市民の代表を入れた12名で組織いたします。この委員会の中に採択の検討を学校ごと専門的に行うための専門部会を設置します。今回設置される専門部会は、高等学校と特別支援学校（特別支援学級を含む）の2部会となります。それぞれの専門部会で検討した結果を最終的に採択検討委員会全体に諮り、答申内容を決定します。

教科用図書採択検討委員会の委員の任期は、6月3日から8月31日までといたします。採択検討委員会の長は、全委員の互選によって決まります。

なお、教科用図書採択事務関係の日程については、図の下部に記載しております。

教科用図書展示会は6月17日から6月30日まで、横須賀地区教科用図書センター（教育研究所）で開催いたします。どのような教科書が採択されたかの情報開示につきましては、採択一覧表を各学校に送付した後、できるだけ速やかに市政情報コーナーにて常時閲覧可能といたします。

以上で、平成29年度使用教科用図書採択基本方針についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

（質問なし）

討論なく、採決の結果、議案第15号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

## 日程第2 議案第16号『教育職員手当等支給規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

（教職員課長）

それでは、議案第16号『教育職員手当等支給規則中改正について』をご説明いたします。

1ページをご覧ください。こちらの規則改正は、神奈川県の特

幼稚部に勤務する教育職員に準じて、本市の幼稚園に勤務する市費教育職員の義務教育等教員特別手当の規定を改めるものであります。

改正内容ですが、市立幼稚園（諏訪幼稚園・大楠幼稚園）に勤務している教育職員に対して支給する義務教育等教員特別手当の額を、2分の1支給から全額支給とするものであります。

なお、施行日は公布の日とし、平成28年4月1日にさかのぼって適用いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

（小柳委員）

審議というよりも質問になるかもしれませんが、2分の1になっていた理由と、それから、今回の改正の経緯を簡単に結構ですので、ご説明いただけますでしょうか。

（教職員課長）

これまでは、神奈川県教育職員に準じて横須賀市の教育職員も給与の決定をしておりましたので、従来、県のほうで昨年度までは、いわゆる県内の幼稚園、特別支援学校等の職員の給与が2分の1という規定になっておりました。これが給与条例等の改定によりまして、本年度4月から幼稚園の職員においても、小・中学校等義務教育、小学校と同額の全額支給に踏み切るということになりましたので、4月1日にさかのぼって適用させていただくことになりました。

（小柳委員）

これは私が他から聞いたところなのですが、過去に県からこういう2分の1というようなお話があったけれども、我々としては、やはりおかしいじゃないかということで、ここを削ってほしいというような要望というか意見も出していたところ、今日のこの改正に至ったというようなお話を伺っておりますが、そのようにお聞きしてよろしいでしょうか。

（教職員課長）

2分の1がおかしいと。

（小柳委員）

おかしいというか、ほかの職員に比べて、幼稚園の職員だけ2分の1になっ

ていた理由が理解できなかつたので、どうしてかなと思って、先ほど他の方々にお聞きしたところ、同じようにおかしいというようなご意見があつて、ここが変わつてきたというようにお聞きしましたが、このような経緯と理解してよろしいですか。

(教職員課長)

委員のおっしゃるとおり、この3月31日までは県内の各特別支援学校の幼稚部等につきましても、2分の1ということがやはりおかしいという指摘を今、委員がおっしゃつたように各所から意見として出されておりました。これは県の教育委員会のほうも十分時間をかけて検討していただきまして、請願ですとかご意見が出ておまして、この4月からは教職員と同じように全額支給というふうになりました。

(小柳委員)

ありがとうございます。

討論なく、採決の結果、議案第16号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

#### 日程第4 議案第18号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）』

(生涯学習課長)

議案第18号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）』についてご説明をさせていただきます。

3月の教育委員会定例会において、第1回市議会定例会の議案として提出いたしました国指定史跡東京湾要塞跡保存活用計画策定委員会条例の制定（案）が可決された後に、教育長の臨時代理により、教育委員会事務局等事務分掌規則に附属機関として、国指定史跡東京湾要塞跡保存活用計画策定委員会に関する事項を追加し、あわせて所要の改正を行うことを報告させていただきました。

本議案は、平成28年3月25日の市議会本会議において条例議案が可決されたことにより、教育長の臨時代理による事務を行わせていただきましたので、そのご承認をお願いするものでございます。

規則改正の内容は、前回ご説明したとおり、国指定史跡東京湾要塞跡保存活用計画策定委員会の設置に伴う所掌事務の追加及び所要の条文整備等を行った

ものであり、施行日は平成28年4月1日としております。

以上で、議案第18号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）』の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

（質問なし）

討論なく、採決の結果、議案第18号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第5 議案第19号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員の職務の級の標準的な職務の内容等に関する規則中改正）』

日程第6 議案第20号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員手当等支給規則中改正）』

委員長 一括して議題とすることを宣言

（教職員課長）

それでは、まず初めに議案第19号からご説明いたします。

1ページをご覧ください。こちらの「教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員の職務の級の標準的な職務の内容等に関する規則中改正）」は、3月の教育委員会定例会にてご報告させていただいたものでございます。

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案可決に伴い、教育職員の職務の級の標準的な職務内容等に関する規則の改正を教育長の臨時代理により執行したことについて、教育委員会に改めて議案として提出し、ご承認をいただくものでございます。

改正内容につきましても、3月の教育委員会定例会でご報告させていただきましたとおり、地方公務員法の改正により、市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中に教育職給料表に関する等級別基準職務表を設定し、職務の級の分類基準を定めたことに伴い、規則の題名を改め、標準的職務基準表を削除するなどの所要の条文整理を行うものでございます。

以上で、議案第19号の説明を終えさせていただきます。

続きまして、議案第20号についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。こちらの「教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員手当等支給規則中改正）」も3月教育委員会定例会でご報告させていただきました。市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案可決に伴い、教育職員手当等支給規則の改正を教育長の臨時代理により執行したことについて、教育委員会に改めて議案として提出し、ご承認をいただくものでございます。

改正内容につきましては、3月の教育委員会定例会でご報告いたしましたとおり、教員特殊業務手当及び教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額を改正するものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終えさせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

（質問なし）

討論なく、採決の結果、議案第19号及び議案第20号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第10 請願第1号『大楠幼稚園の廃止の撤回と、大楠地区の子ども子育て環境の充実を求める請願』

委員長 議題とすることを宣言

請願事項について、書記が朗読

委員長 本請願の事情の陳述を許可

（請願者）

請願内容に関しては、今読んでいただいたこのとおりなのですが、この部分にちょっと1つだけ補足したいと思いますので、こういったほとんど議論がなされないままにこういった決定がされたというところで、私としては、委員の皆さんに直接我々の気持ちを5分以外にどうしても伝えたく、先月ですけれども、その機会をいただきまして、説明をさせていただきました。

その中でちょっと1つ誤りがあったので、報告をしたいのと、それと同時に、その請願に書かれていないその部分をまず、そこだけに集中して話を今日は

させていただければと思います。

というのは、僕がもともとこの署名運動を始めて、こういったことを何とか食い止めようとやった中で、僕の実名と住所を書かれた署名の中で長坂の住民の方が僕に連絡をくれました。実は昭和51年に長坂の最終処分場を建設したときに協定書がある。その協定書の中にも、住民からの要望で幼稚園を設置してほしいという要求があったんですね。それに対して、横須賀市側と協定書を締結したわけですが、その中にこのように書かれています。それを読ませてください。

「幼稚園、小学校の設置の件は、その必要性は認めるが、現在まで設置する土地がないので詳細に約束することは困難である。しかしながら、この地区の都市化による人口の増加、都市計画的な整備等一体の要素が確立される時機をもって設置するよう、今後検討を進めるものとする」、これは昭和51年、締結した協定書の内容です。

ただ、大楠幼稚園ができたのは、その2年後なんです。昭和53年に設置されました。それで、そのときの環境部長の方が実は大楠幼稚園がそれに該当するということは、この前、委員の方に説明したんですけれども、よくよく聞いてみると、違いました。申し訳ございません。

その時系列を説明すると、芦名の最終処分場が建設される、それは今からちょうど15年ぐらい前だと聞いていますが、その際の環境部長の片倉さんという部長さんがこの協定書の存在をそのときの住民の方が教えてくれたそうです。というのは、平成9年、10年に一度市立幼稚園が廃園になるという流れがあって、こういう流れが今後来るので、この協定書があなたたちにとって武器になるとこっそり教えてくれたそうです。そして、この協定書の存在をその住民の方が知ったと。要するに、この協定書に基づく幼稚園の設置というのは、大楠幼稚園のことだというふうに明確にその方が説明してくれたそうです。

それで、この協定書というのはどれだけ重みがあるかというと、この大楠地区というのは、今の芦名の最終処分場も長坂もそうですし、そのときに唯一ものすごい反対運動がされた中で、これは強行的に設置されたわけですが、唯一の救いなんです、住民にとって。唯一の約束事なんです。その紙というのは、昭和51年の昔のことかもしれないけれども、ずっとそれは継続すべき、協定書というのは、それぐらい重みがあるものだとは僕は認識しています。

昨今の国会を見ていると、憲法すら解釈を変えてしまうというすごい民主主義的ではないようなことがまかり通っていますけれども、この横須賀において民主主義というものが本当にまだ存在するのであれば、この協定書をぜひ守ってください。なので、先ほど言った請願書の内容とはまた違うかもしれませんが、こういったことも一つあることを重々承知しながら、審議していた

だきたいことが一つ。

そして、この中にもう一つ、請願の中で力強く言いたいところというのは、何しろ地域と連携をとるということが大楠地区にはほとんどないんです。この大楠幼稚園というところが唯一と言ってもいいぐらい地域とのコミュニケーションの場になっていて、例えばこの大楠幼稚園をなくして私立幼稚園を持ってくればいいじゃないかという議論ももしかしたらあるかもしれないですけども、要するに私立幼稚園を持ってきても、それは、僕は今まで築いてきた地域のネットワークというかつながりというのを断ち切ってしまって、新たに構築するというのは、非常に難しいと思います。

なので、僕が力強く言いたいのは、あくまでも大楠幼稚園の存続です。そこに新たな児童施設をつくるということじゃなくて、大楠幼稚園を存続させる、その1点を力強く今日は代表として皆さんにお伝えできればと思います。

皆さん、教育というものは、教育の向上はすごく重要ですけども、保護者の立場、そして、指導する立場、いろんな角度から教育というのをちゃんと見つけてください。皆さんも小さいころを思い出す、もしくは自分の子どものことを思い出してください。長いものに巻かれるんじゃないで、本当の教育で必要なものは何なのか、そういったところを審議してほしいですね。予算だ何だじゃなくて、本当に子どもの教育は何なのか、それをぜひ皆さん、本当にもう一遍考えてほしいですね。ということで、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員長 関係理事者から所見を聴取

(教育指導課長)

それでは、請願第1号『大楠幼稚園の廃止の撤回と大楠地区の子ども子育て環境の充実を求める請願』の所見を申し上げます。

請願第1号の願意は、大楠幼稚園について、平成27年8月21日の教育委員会定例会で議決（議案第44号）された市立幼稚園の廃園を撤回し、あわせて大楠地区の子育て環境の今後の展望を示した上で、保護者や地域と協議の場を設けることを求めるものです。

市立幼稚園は、その存在意義を「私立幼稚園の補完的役割」及び「幼児教育の研究活動」、「支援を要する園児の受け入れ」として運営してきました。

まず、「私立幼稚園の補完的役割」については、子どもの増加に陰りが見え、また私立幼稚園数及び定員が増加し、民間での受け入れが十分となったことで、その役割を終えたと、平成9年、10年当時に市立幼稚園の休園が検討された時点で判断しています。

「幼児教育の研究活動」については、市立幼稚園で行ってきた研究活動とは別に横須賀市私立幼稚園協会へ研究委託を行っており、毎年その研究成果をもとに幼児教育の充実・改善に努めています。今後も引き続き横須賀市私立幼稚園協会との連携を深め、研究委託を行っていきたいと考えており、担当指導主事もかかわりを持ちながら、研究成果の発信をしていくことができれば、横須賀市全体の幼児教育としては、よりよいものになっていくと考えています。

また、「支援を要する園児の受け入れ」については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行により、障害を理由とした不当な差別的取り扱いが禁止されたことや、子ども・子育て支援新制度の施行により、新制度に移行した施設には、入園希望者の受け入れについて応諾義務が規定されたことで、その役割をお願いしていきます。

以上の理由から、市立幼稚園の存在意義が薄れていると判断し、教育委員会として廃園方針を決定しました。

しかし、大楠地区には私立幼稚園がないことへの不安などから、幼稚園の存続を望む保護者の要望は強く認識しております。

教育委員会として、市立幼稚園の存在意義が薄れたとの認識は変わりませんが、廃園時期を平成30年度末としていたことについては、その後の市立幼稚園を取り巻く状況の変化や地域の現状を踏まえ、先送りする必要があると考えております。

改めて地域の置かれている状況を分析し、大楠地区におけるよりよい幼児教育のあり方について、保護者を初め地域の皆様と協議していきたいと考えております。

以上で所見を終わります。

(森武委員)

大楠幼稚園の今、廃止の撤回ということの請願の中で、請願文書の中にも書かれていました大楠地区には、そもそも私立の幼稚園がなくて、8割の園児が地域内から通うお子さんであるというようなご指摘がなされておりましたけれども、そのあたりのもう少し詳しい状況について把握されておられるようでしたら、お教えいただけますでしょうか。

(教育指導課長)

平成27年度の園児数は50名でしたが、そのうち秋谷、久留和地区から10名、芦名地区から21名、佐島地区から6名、長坂地区から4名の園児が通っております。これらを合計しますと41名となり、その割合は82%となります。

(森武委員)

そうしますと、請願に書かれたとおり、8割の方がこの地域から通っておられるということには間違いはないということで、わかりました。

所見のほうに少し書かれているのですけれども、8割の方が地区から通われているということ、あるいは私立の幼稚園がないことへの不安があるということ、あるいは強く認識しているという所見が述べられましたけれども、その後に述べられた中で、その後の市立幼稚園の取り巻く状況の変化とか地域の現状を踏まえるということが書かれていますけれども、そのあたり、もう少しどういう意図を持って書かれたのか、そのあたりについてご説明いただけますでしょうか。

(教育指導課長)

取り巻く現状につきましては、まずは、諏訪幼稚園にかかわりまして、(仮称)こども園の開園時期が遅れるということ、を前回報告させていただきましたが、そういったところの部分が変わっているということがあります。先ほど陳述からお話もありましたように、協定書の存在というものも地域の現状の変化というところの中で、我々としては捉えております。

(森武委員)

そうしますと、昨年決議した2つの幼稚園の廃園については、それぞれ2つの幼稚園とも事情が生じているという認識でよろしいのでしょうか。

(教育指導課長)

そのような認識ということで、おっしゃるとおりでございます。

(小柳委員)

基本的な質問になってしまうかもしれませんが、この諏訪幼稚園と大楠幼稚園の今年度の園児の人数がわかれば教えていただけますでしょうか。

(教育指導課長)

平成28年4月8日現在、新入生園児ですが、諏訪幼稚園が13名、大楠幼稚園が27名となっております。園児の総数としては、諏訪幼稚園が31名、大楠幼稚園が60名でございます。

(小柳委員)

これは過去の人数と比べると、こういった推移になっていらっしゃいますでしょうか。

(教育指導課長)

過去の人数からしますと、基本的には例えば平成23年度から申し上げますと、大楠幼稚園におきましては、平成23年が33名、平成24年度が26名、平成25年度が35名、平成26年度が23名、昨年度が26名ということで、年度、年度によって多少の変化はございます。

(森武委員)

そうしますと、2つの幼稚園それぞれ事情があるというお話でしたけれども、今回請願は大楠幼稚園なのですけれども、2つとも事情があるということで、少し確認をさせていただきたいのですけれども、既に報告されているということで、諏訪幼稚園にかかわるところで、(仮称)中央こども園の開設が1年遅れるという報告が先月ございましたけれども、そのあたりというのは、現状どうなっているのでしょうか。

(教育指導課長)

今、(仮称)中央こども園の状況ですが、こども育成部では、(仮称)中央こども園の早期開園に向けて鋭意取り組んでいるというふうに伺っております。具体的な状況については、現時点では報告は伺っておりませんが、これまでどおり6月に開催されます市議会第2回定例会でこども育成部から報告をされ、進捗状況のその報告を待っているというのが現状でございます。

(森武委員)

(仮称)中央こども園のほうはよくわかりました。

先ほどのやりとりの中にもございました大楠には今回署名活動があったり請願があったり、あるいはその中で協定書のお話が出てきたと思うのですけれども、それぞれ2つの幼稚園ともこのような事情が出ている中で、今決定している平成30年度末の廃園というのがこのまま進められるのか、あるいはその先どういうふうな、今まだ決議は有効だということかと思うのですけれども、この先どういうふうに進めていかれるかというのを、現状で話せるところまで結構ですので、教えてください。

(教育指導課長)

これまで市議会や保護者の方から(仮称)中央こども園の開園に合わせるべきであるというご意見等も踏まえて、市立幼稚園の廃園時期を決定した経緯もあることから、昨年8月の定例会で議決しました市立幼稚園は平成30年度末で

廃園するとした内容では、今後は保護者を初めとする関係者や市民の皆様のご理解をいただくことには無理があるのではないかというふうに思っております。

したがいまして、事務局としましては、できるだけ速やかに昨年8月に議決をしていただきました内容を一旦撤回し、廃園時期を再考することが必要であるとの認識を持っております。

(森武委員)

わかりました。

そうしますと、諏訪幼稚園のほうに関しましては、(仮称)中央こども園ができる時期が遅れるということが大きな事由であるというふうに考えていますので、ある意味、そちらの計画が進むと閉園の時期というのは今後決まってくるかと思うのですけれども、大楠幼稚園に関しましては、さまざまな事情が出ている中で今後協議が行われるということになりますと、両園同時に閉園を決めていた今までのやり方というのは、そのままできるのか、あるいは別々に議論する必要があるのかというところが問題になってくるかと思うのですけれども、そのあたりについてはどのようなお考えを事務局としてはお持ちでしょうか。

(教育指導課長)

ただいま述べましたように、廃園時期につきましては、昨年度の8月の定例会で議決した平成30年度末で廃園するということについて、先送りをする必要があると考えております。

なお、それぞれの園にかかわる状況が異なりますので、両園を同時に廃園するということについては、難しいのではないかという認識を持っております。

(小柳委員)

大楠のほうの今後の地域との話し合いとかをどのように進めていくか、もしお考えがあれば、教えてください。具体的に地域と話し合いの場を設定されるお考えはお持ちですか。

(教育指導課長)

所見でも述べさせていただきましたように、地元地域の皆様と協議をしながら、合意形成を図るということを第一にしていきたいというふうに考えております。

(小柳委員)

まだ具体的な日程とかは調整できていないということですかね。

(教育指導課長)

ただいま申し上げましたように、まずは昨年度の議決について一回撤回をしなければならぬという手続もありますので、そういったものを鑑みながら、今後のスケジュールについては検討し、お知らせをしていきたいと思っております。

(荒川委員長)

私のほうからも、やはり地域の皆様との話し合いの部分を大事にしていきながら、進めていただければというふうに思っております。

(青木委員)

本件請願についての取り扱いでございますが、本市教育委員会の会議規則には、請願について採択とか不採択とかという規定がございません。したがって、請願者の方に対しましては、ただいまもろもろいただいたご質問も踏まえまして、特に所見についての変更等、委員の皆様からのご意見もございませんので、教育指導課長から説明のあった所見をもちまして、教育委員会の所見として回答することといたしたいというふうに考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

(荒川委員長)

ただいま青木委員から請願の取り扱いについてご意見がありましたが、ほかの委員からご意見はありますか。

(意見なし)

(荒川委員長)

それでは、意見がないようですので、教育指導課長から陳述のあった所見を教育委員会の所見とすることとし、請願者に対して書面により回答することとしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

## 日程第11 請願第2号『中学校完全給食の実施を求める請願』

委員長 議題とすることを宣言

請願事項について、書記が朗読

委員長 本請願の事情の陳述を許可

(請願者)

このたび提出いたしました請願について、補足の意見を述べさせていただきます。

私たちの会は、横須賀でも中学校給食を実現させたいと願う子育て世代の母たちが中心となり、2014年から活動している市民団体です。神奈川県は、中学校給食実施率が全国ワースト1となっております。今年2月、横須賀市長が「中学校における完全給食の実現に向けた検討をスタートしなければならない時期であると感じている」との施政方針を述べられました。私たちも大いに期待しております。

私たちの会は、2014年、3万950筆の署名を集め、中学校完全給食の実施を求めると市議会へ請願しました。署名はママ友、保育園、学童クラブ、賛同団体を通じ呼びかけたほか街頭でも呼びかけ、どこでも大きな反響が上がりました。私の周りでも2,000筆以上も集まりました。街頭でも駆け寄って書いてくださる方、立ちどまってほかの方が書き終わるのを待って書いてくださる方もいたほどです。

署名を集める中での会話から、毎日のお弁当づくりの負担感や栄養面での不安が多く聞かれました。「小学校の間は就学援助により給食費が免除されますが、同じ義務教育でありながら中学校では給食がないため、昼食費が重い負担になっている」という話、「うちは父子家庭で生活が限界。毎日お弁当をつくるのは無理」と怒りを持っていたお父さん、数年前に夫を亡くした母親は、「子どもが中学校のときに仕事が忙しく、毎日のようにパン注文をさせていたことを引け目に感じていました」という声も聞きました。

また、「友達の親が亡くなって急にお弁当を持ってこられなくなり、自分もつらかった」、「子どものときに親が離婚して、コンビニ弁当ばかりだった」、「子どものクラスで白いご飯だけ持ってきた子がいたそうです」など、子どもの生の声もたくさん聞きました。

今年2月、私たちの会では給食フェスタというイベントを開催しました。来場者は412名、多くの子連れの方々、市議、県議も来場くださいました。全国の

給食実施率、中学生の現状、教育としての給食の意義や子どもの貧困などについての展示物を作成、この展示物が大好評でした。この展示物は4月24日から5月7日までサポートセンターに掲示してありますので、お時間がありましたら、いかがでしょうか。

当日の感想として、「なぜ同じ義務教育なのに中学校給食がないのか」、「給食のにおいがしてくる自校方式がいい」、「地産地消、義務教育の一環ならば無償化が当然でしょう」など、完全給食を乗り越えた、もう一步進んだ給食の中身についての言葉がたくさんありました。また、「孫には母親がいないので、お弁当づくりが大変です。一日も早い中学校給食をお願いします」という切実な訴えもありました。署名や給食フェスタなどの活動を通して、完全給食実施が市民の大きな要望なのだと実感しています。

横須賀は、全国に比べて子どもの貧困率が高いと言われています。教育委員会のアンケートでも、毎日または週2～3日、昼食を持ってこられない子がいるということがわかりました。昼食にも大きな格差が出ているのが現状です。評価され続ける時間や昼食格差によるストレスの中、給食実施となれば、みんなで同じ温かい給食を食べることで評価されない時間ができ、心の安定が生まれます。

また、中学生の現状としての昼食時間は、準備、片づけ合わせて15分です。食べる時間は5分ほどでしょうか。昼食前の教科が体育や水泳のときには、さらに大変なようです。お弁当づくりをしている保護者の方からは、「食べやすいおかずで、ご飯は少な目に」などとの要望が子どもからあるようです。一番成長する時期にこのようなことでいいのでしょうか。完全給食実施とともに、改善しなければならぬことも多くあるようです。

請願内容2についてですが、私たちの会は、全員喫食の自校方式を求めています。趣旨にも書かせていただきました学校給食法、この中には給食の目標、目的が書かれています。多くの目的を達成するにも効果の高い自校方式が最適と思われま。自校方式のよさとして、温かくておいしい、学校対応が可能、調理師や栄養士と生徒との交流がしやすく感謝する気持ちが持ちやすい、給食当番による協力・協働、食欲そそる給食室からのいいにおい、調理場自体が身近な教材となり、アレルギー対応もしやすくなります。調理から喫食までの時間が短いため、栄養面も安心です。

多くの保護者、市民が望む小学校同様の給食……

(荒川委員長)

陳述時間5分が経過してしまったのですけれども。

(請願者)

最後だけでもいいですか。

(荒川委員長)

では、どうぞ。

(請願者)

すみません。もし完全給食の方向性が決まったのであれば、実現すれば何でもよいというスピード感ではなく、主体である子どもの発達、成長にとってよい方法は何か、教育委員の皆様には、横須賀の子どもたちがどのような大人に育ってほしいのかという展望のもと、市民の要求の大きさを受けとめ、小学校同様の自校方式での完全給食実施をぜひ実現してください。よろしくお願いいたします。

委員長 関係理事者から所見を聴取

(学校保健課長)

本請願の願意は、温かい給食が子どもたちの成長期に必要な栄養をバランスよくとることができること、そのような食事をとることが習慣となり、将来にわたって健康な食を選び取る力を養うこと、配膳を通して食の大切さや協力することを学ぶこと、生産者や栄養士、調理員への感謝の気持ちを育てること、また、全員同じものを食することで昼食における格差が解消することから、本市の中学校においても、小学校で実施している原則全員喫食の自校方式により完全給食を実施してほしいというものであります。

現在、本市の中学校では、家庭からの弁当持参を基本にミルク給食を行っています。また、家庭からの弁当以外にも、中学校スクールランチとして、当日、パンや弁当の注文をできるようにしています。

しかし、スクールランチについては、栄養バランスに対する不安などの課題があり、それらが中学校の給食ニーズにつながっていると捉えていたため、これらの課題を解決し、給食ニーズに応えることを目的に、平成25年度と平成26年度に栄養バランスに配慮した内容の弁当を各学校の弁当事業者が提供するという試行を3回実施いたしました。

また、平成27年度には、中学校における昼食のあり方について、生徒や保護者、教職員、市民のニーズを把握するために中学校の昼食（給食等）に関するアンケートを実施しました。アンケートでは、保護者が小学校のような給食を希望する割合が高い一方で、生徒、教職員は、現在の方式を希望する割合が高

い結果でした。

現在、教育委員会では、スクールランチ充実の試行の結果やアンケートの結果を踏まえ、本市の中学生にとってどのような昼食が心身の健全な発達に資することができるのか、また、食に関する正しい理解と適切な判断力を養えるのか、さらに、学校における食育の推進を図ることができるのかといった点に重きを置いて、中学校の昼食のあり方について検討を重ねているところです。

6月をめどに教育委員会としての考え方を整理し、7月に開催する総合教育会議で市長と協議し、今後の方向性を決定する予定です。

なお、仮に完全給食を実施することになった場合の実施方式については、中学校を初め必要な箇所の現地調査をしっかりと行った上で、具体的に精査していくべきものと考えています。

以上で、教育委員会の所見とさせていただきます。

(森武委員)

それでは、私のほうから1点お願いします。

先月ぐらいから我々委員も含めて、6月へ向けてということで考え方を整理するところでありますけれども、この「6月をめどに教育委員会としての考え方を整理し」というところ、中身はもちろんこれから今議論している最中ですが、どのようなものと考え方として整理するのかというところをもう少し具体的に説明できるようであれば、事務局のほうから説明のほうをお願いできますでしょうか。

(学校保健課長)

ただいま所見で述べさせていただきましたとおり、中学生にとってどのような昼食がさまざまなメリットがあるのかということを中心に、教育委員の皆様にも議論をさせていただいているところでございます。

教育委員会といたしましては、今お話ししましたとおり、どういった昼食がいいのか、現在のお弁当を原則とする方式がいいのか、それとも本請願にありますように、小学校のような全員喫食のタイプの給食を進めていくという方向がいいのか、そういった大きな方向性をさまざまな角度からご議論いただく中で、教育委員会として一つの方向性にまとめていきたいと。それを6月までに決定する中で、7月に市長としっかり協議をさせていただいて、市長ともその方向性について決定をしていくというような流れで考えておりますので、本請願の2点目にございます実施方式ということにつきましては、そこまでは現時点では、教育委員会でこういった方式をやっていくということまでは、考えておりません。

(小柳委員)

ただいまの請願に対する所見の中でも、保護者が学校の完全給食を希望する割合が高い一方で、生徒、教職員は現在の方式を希望する割合が高いという結果が出ているようですが、教職員が現状がいいというか、お弁当がいいと言っている理由というのは、何か調査をしておられますでしょうか。

(学校保健課長)

教職員のアンケート結果の内容、これは教育委員の皆様にも今後ご議論いただく部分ではございますが、現在、中学校生徒たちの個人一人一人に合った昼食が提供できている。ご家庭から持ってくる一人一人に合った量ですとか、または内容、それから、アレルギー等も含めた対応、仮にご家庭から持ってくるお弁当が持ってこられないときには、当日でもパンであったりお弁当であったりという注文ができる。子どもたちにとっても、ある意味選択肢が広い、そういったところも現状のままでもいいのではないかとというようなアンケート結果になっておりのではと考えています。

(小柳委員)

これは意見になるのかもしれませんが、この生徒の健康とか食育の観点から学校給食を考えていくことも非常に重要ですが、現場の協力なくしては成功はあり得ないので、先生方の意識なりご意見なりにもきちんと配慮した上で進めていただければと考えております。

(荒川委員長)

私のほうから、最後に「中学校を初め必要な箇所の現地調査をしっかりと行った上で」というふうなことで今お話をいただいたのですが、この際、先ほど小柳委員からもありましたように、学校現場の声ですとか、さまざまなところにご意見をいただいた上でということも大事にさせていただけたらと思っております。

(青木委員)

請願の取り扱いでございますけれども、先ほど請願第1号でも申し述べさせていただきましたとおり、本市の教育委員会の会議規則には、請願につきましての採択、不採択という規定はございません。したがって、請願者の方に対しましては、先ほど学校保健課長から説明のありました所見をもちまして、ご質問、ご意見はございましたけれども、特に所見についての訂正等ござい

せんでしたので、事務局からの所見をもちまして、教育委員会の所見として請願者に回答したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(荒川委員長)

ただいま青木委員から請願の取り扱いについてご意見がありました。他の委員からご意見はありますか。

(意見なし)

(荒川委員長)

それでは、学校保健課長から陳述のあった所見を教育委員会の所見とすることとし、請願者に対して書面により回答することとしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分について』

(教職員課長)

それでは、報告事項（１）『市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分について』をご説明いたします。

こちらは、地方公務員法の改正により、市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例の所要の条文整理を行うために、平成28年3月31日に市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例の一部を改正する条例を市長が専決処分を行い、同日公布したことを報告するものでございます。

なお、この報告につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により、次回市議会定例会で報告をいたします。

改正内容につきましては、第1条の「地方公務員法第24条第6項」とあったところを、地方公務員法の改正により「第24条第5項」に改めるものでござい

ます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(森武委員)

今回の市長による専決処分ということで、所要の条文整理ということで、引用しているというか、もともになる法令が変わったことによる事務的な作業ということなので、専決処分されることについては全く異論等ないのですけれども、手続に関して1点だけ教えてほしいのですけれども、市長が条例を専決処分に変更した場合においては、議会のほうには、恐らく今説明のあったとおり、地方自治法に基づく報告義務があると思うのですけれども、教育委員会のほうに関しましては、特に義務等はない中で今回ご報告いただいているという認識でよろしいのでしょうか。

(教職員課長)

今、委員がおっしゃったとおりでございます。

(森武委員)

わかりました。了解です。

## 報告事項(2)『学校事故について(経過報告)』

(学校保健課長)

それでは、報告事項(2)『学校事故について(経過報告)』をご説明いたします。

本件は、平成25年8月16日の教育委員会臨時会で最初に報告いたしました学校事故の第13回目の経過報告になります。

平成24年9月19日に発生した学校事故に関しましては、示談前ではあります。平成28年4月に療養に必要な経費の一部を損害賠償金の内払いとして4万6,081円お支払いいたしました。これにより、これまでにお支払いした損害賠償金の内払いの総額は204万290円となります。

本件は、本年第2回市議会定例会教育福祉常任委員会で報告いたします。

事故の概要及び事故後の経過につきましては、資料下段に参考として記載させていただきます。

今後とも学校と連携し、誠意を持って丁寧に対応してまいります。

以上で、学校事故について(経過報告)の説明を終わらせていただきます。

(質問なし)

報告事項(3)『横須賀美術館美術品評価委員会開催結果について』

(美術館運営課長)

それでは、『横須賀美術館美術品評価委員会開催結果について』報告いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料「報告事項3」をご覧ください。

「1 美術品評価委員会とは」ですが、当該委員会は、横須賀美術館が適正な美術品の取得を行うため、その価格及び質について評価いただく地方自治法に規定する附属機関として、条例に基づき設置しております。

「2 平成27年度の会議開催結果」ですが、記載のとおり、3月25日金曜日に開催し、横須賀美術館の収集方針に基づいた寄贈候補作品52点を審議いただき、記載の評価をいただきました。

「3 寄贈作品の活用等」ですが、他の所蔵作品と同様、地下の展示室で年4回開催している所蔵品展において適宜展示等に活用していくものです。また、必要に応じて修復や額装等も行います。

なお、4には委員名簿を、2ページから3ページには、今回審議いただき、取得が妥当との結果となりました作品一覧を掲載しました。また、そのうち主な作品について、4ページから7ページに作品写真及び作者略歴を掲載いたしました。後ほどご覧ください。

以上で報告を終わります。

(質問なし)

報告事項(4)『横須賀美術館企画展「さくらももこの世界展」の開催について』

(美術館運営課長)

それでは、あす23日土曜日から始まります『横須賀美術館企画展「さくらももこの世界展」の開催について』報告いたします。

「ちびまる子ちゃん」の作者として知られるさくらももこのデビュー30周年を記念した展覧会であり、巡回展として2014年から全国各地で開催され、人気

を博しています。市民の皆様の幅広い興味に対応するために、さまざまな内容の企画展を開催していきまして、この展覧会も市民のみならず市外、県外の方にも足を運んでいただける企画であると考えています。

「2 会期」ですが、6月19日日曜日までの56日間となります。会期中にはゴールデンウィークもごございますので、ぜひ親子だけでなく、3世代で訪れていただきたいと考えています。

「3 主催」、「4 特別協力」、「5 企画制作」、「6 観覧料」は記載のとおりです。

「7 概要」ですが、漫画家のほか、作詞家、脚本家、エッセイストと多方面で活躍されているさくらももこの「ちびまる子ちゃん」を初めとする表紙絵や絵本の原画約130点を中心にこれまでの活動の足跡を振り返ります。

最後に「8 関連事業」としまして、小学生以上を対象とした豆こけし絵つけワークショップを開催します。こちらは、この展覧会で実際に展示されている手づくりこけしにちなんだワークショップで、木工作家の加賀浩嗣さんを講師に迎え、絵つけを行います。その他、学芸員によるギャラリートークも予定しています。詳しくは別添のチラシをご覧ください。

次に、添付資料の展覧会スケジュール中面をご覧ください。今年度の企画展スケジュールについてご説明いたします。

「さくらももこの世界展」の次に開催しますのが「自然と美術の標本展」です。人気の現代作家による作品のほか、横須賀市自然・人文博物館の収蔵資料をあわせて展示します。夏休み期間に当たりますので、子どもたちをはじめご家族でお楽しみいただきたいと考えています。

9月からは「女性を描く」という展覧会を開催します。サブタイトルに「クールベ、ルノワールからマティスまで」とありますように、日本で人気の高い印象派及び新印象主義の画家たちによる華やかな女性像を集めた、芸術の秋にふさわしい展覧会となります。

11月から12月にかけては「新宮晋の宇宙船」を開催します。風や水の流れなどを受けて動く立体作品で知られる新宮晋さんの個展となります。美術館正面の「海の広場」にも会期限定で作品を設置します。

1月は、毎年多くのお客様にお越しいただいています「第69回児童生徒造形作品展」を、2月からは、横須賀ゆかりの友禅作家「中村光哉展」を開催します。

今年度も多くの市民に親しまれ、利用される美術館を目指してまいります。

以上で報告を終わります。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

日程第3、日程第7、日程第8、日程第9は、人事案件のため、秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成28年4月22日（金） 午前11時12分

横須賀市教育委員会

委員長 荒川 由美子